

東京地方裁判所 平成●●年（〇〇）第●●号 法人税更正処分等取消請求事件
国側当事者・国（目黒税務署長）
平成27年9月15日棄却・確定

判 決

原告	医療法人社団A
同代表者理事長	甲
同訴訟代理人弁護士	佐々木 寛
同	金 秀香
被告	国
同代表者法務大臣	上川 陽子
処分行政庁	目黒税務署長
	諏方 正良
被告指定代理人	田原 昭彦
同	酒井 武
同	高橋 富士子
同	時任 英俊
同	殖栗 健一
同	野本 寛之
同	小西 雄貴

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 処分行政庁が、原告に対し、平成23年7月8日付けでした、平成21年7月1日から平成22年6月30日までの事業年度の所得に対する法人税の更正のうち以下の部分及び過少申告加算税の賦課決定を取り消す。
所得金額 マイナス8028万9091円を超える部分
納付すべき税額 マイナス301万1073円を超える部分
翌期へ繰り越す欠損金 8028万9091円を下回る部分
- 2 処分行政庁が、原告に対し、平成23年7月8日付けでした、以下の（1）から（9）までの各処分をいずれも取り消す。
（1）平成18年1月から同年6月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税の告知のうち納付すべき税額60万0355円を超える部分及び不納付加算税の賦課決定
（2）平成18年7月から同年12月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税の告知のうち納

- 付すべき税額239万9396円を超える部分及び不納付加算税の賦課決定
- (3) 平成19年1月から同年6月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税の告知のうち納付すべき税額178万4277円を超える部分及び不納付加算税の賦課決定
- (4) 平成19年7月から同年12月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税の告知のうち還付金の額に相当する税額31万1275円を下回る部分及び不納付加算税の賦課決定
- (5) 平成20年1月から同年6月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税の告知のうち納付すべき税額89万9977円を超える部分及び不納付加算税の賦課決定
- (6) 平成20年7月から同年12月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税の告知のうち還付金の額に相当する税額121万0290円を下回る部分及び不納付加算税の賦課決定
- (7) 平成21年1月から同年6月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税の告知のうち還付金の額に相当する税額135万0780円を下回る部分及び不納付加算税の賦課決定
- (8) 平成21年7月から同年12月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税の告知のうち還付金の額に相当する税額125万7920円を下回る部分及び不納付加算税の賦課決定
- (9) 平成22年1月から同年6月までの期間分の源泉徴収に係る所得税の納税の告知のうち納付すべき税額0円を超える部分及び不納付加算税の賦課決定

第2 事案の概要

- 1 本件は、医療法人社団の原告が、処分行政庁から、①平成21年7月から平成22年6月までの事業年度の所得に対する法人税に関し、更正及び過少申告加算税の賦課決定を受けるとともに、②平成18年1月から平成22年6月までの理事長の給与等について源泉徴収をすべき所得税に関し、納税の告知及び不納付加算税の賦課決定を受けたのに対し、その税額が過大であるから違法であるなどと主張して、上記各処分の取消しを求めている抗告訴訟（処分の取消しの訴え）である。

2 法令及び通達の定め

別紙1「法令及び通達の定め」のとおりである。以下では、法令及び通達の名称及び用語の表記及び略称は、特に断らない限り、同別紙の定めに従う。

3 前提事実

以下に掲げる事実は、当事者間に争いのない事実、顕著な事実又は証拠等により容易に認めることのできる事実である。なお、認定に用いた証拠等は、その旨又はその番号（特に断らない限り枝番を含む。）を各事実の末尾に括弧を付して掲げる（後記第4においても同様である。）。

(1) 当事者及び関係者

ア 原告は、平成5年7月●日に成立した医療法人社団であり、甲（以下「甲」という。）の所有する建物において、診療所を開設している。（争いのない事実、乙4～9）

イ 甲は、原告の成立時から現在まで、その理事長である。（甲3、乙4、39、弁論の全趣旨）

ウ 原告の事業年度は、毎年7月1日から翌年の6月30日までである（以下では、例えば、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの事業年度を「平成18年6月期」と表記し、他の事業年度の表記もこれに従う。）。（乙11～19、弁論の全趣旨）

(2) 原告の甲に対する貸付け等

ア 原告は、その成立以来、随時、甲に対して金銭を貸し付けてきた（以下、この貸付金を「本件貸付金」という。）。なお、本件貸付金に関しては、契約書は作成されていない。（甲3、

乙5～19、29～31、弁論の全趣旨)

イ 本件貸付金の利息は、原告の総勘定元帳の「受取利息」勘定及び「未収入金」勘定（以下では、原告の総勘定元帳については、単に「受取利息」勘定などと勘定科目のみをもって表記する。）において、以下の表のとおり計上された（以下では、この計上金額を「本件計上利息」という。）。(乙29～31)

計上日	金額	利率
平成18年6月30日	10万4165円	年0.01%
平成19年6月30日	11万7312円	年0.01%
平成20年6月30日	11万7312円	年0.01%
平成21年6月30日	102万74466円	年2.0%
平成22年6月30日	837万6435円	年2.0%

(注) 平成22年6月30日の837万6435円は、帳簿上、当初は918万9835円と記載されていた。

ウ 原告は、平成18年6月期以後の各事業年度の末日において、借入金債務を有していない。
(乙15～19)

(3) 有価証券の取得及び保有

ア 別表1「有価証券一覧」順号1から8までの各有価証券（以下では、同別表の有価証券は「有価証券1」などと「有価証券」の文言に同別表の順号を付して表記する。）は、同表の「約定日」欄の日に、B証券株式会社自由が丘支店に開設された甲名義の証券口座（以下「本件証券口座」という。）において取得された。(乙21、弁論の全趣旨)

イ 有価証券1から8までは、平成22年6月30日時点において、本件証券口座で保有されていた。(乙21、22、弁論の全趣旨)

(4) 原告の経理処理

ア 原告は、平成21年6月期（別表1「有価証券一覧」の「経理処理日」欄の日付）において、有価証券1から7までに關し、同別表の各「資産計上額」欄の金額を「投資有価証券」勘定に計上するとともに、その金額を「短期貸付金」勘定から減額する経理処理をした。(乙10の8、乙20の1)

イ 原告は、平成22年6月30日付けで、有価証券1に關し、8363万円（別表1「有価証券一覧」の「資産計上額」欄参照）を「投資有価証券」勘定から減額するとともに、同額を「短期貸付金」勘定に計上する経理処理をした。また、原告は、同日付けで、有価証券8に關し、1億2230万円（同別表の「資産計上額」欄参照）を「投資有価証券」勘定に計上するとともに、同額を「短期貸付金」勘定から減額する経理処理をした。(乙10の9、乙20の2)

ウ 原告は、平成22年6月30日付けで、有価証券2から8までの評価損として、1億5306万円（別表1「有価証券一覧」の「雑損失計上額」の「合計」欄参照）を「雑損失」勘定に計上する経理処理をした。(乙19、32、弁論の全趣旨)

(5) 基準割引率及び貸出平均金利

ア 平成5年から平成22年まで（11月30日時点）における日本銀行法15条1項1号に

基づく商業手形の基準割引率（以下「基準割引率」という。）は、別表２－１「基準割引率一覧」のとおりであった。（乙３８）

イ 平成５年から平成２２年まで（６月３０日時点）における全国銀行総合新規貸出約定平均金利（以下「貸出平均金利」という。）は、別表２－２「平均金利一覧」のとおりであった。（甲２）

（６）法人税に関する処分の経緯

ア 原告は、平成２２年８月３１日、処分行政庁に対し、平成２２年６月期（以下「本件事業年度」という。）の所得に対する法人税（以下「本件法人税」という。）について、別表３「本件更正等の経緯」の「確定申告」欄のとおり、青色の確定申告書を提出した。同確定申告書における所得金額は、有価証券２から８までの評価損（上記（４）ウ参照）を損金の額に算入することを前提に計算されたものであった。（争いのない事実、甲１、乙１９、３２、弁論の全趣旨）

イ 原告は、平成２２年１１月９日、処分行政庁に対し、本件法人税について、別表３「本件更正等の経緯」の「修正申告」欄のとおり、修正申告書を提出した。同修正申告書においても、有価証券２から８までの評価損の取扱いは、上記アの確定申告書と同様であった。（争いのない事実、甲１、乙３、弁論の全趣旨）

ウ 処分行政庁は、平成２３年７月８日付けで、原告に対し、本件法人税に関し、別表３「本件更正等の経緯」の「本件更正等」欄のとおり、法人税の更正（以下「本件更正」という。）及び過少申告加算税の賦課決定（以下ではこの決定と本件更正とを併せて「本件更正等」という。）をした。（争いのない事実）

その主な理由は、有価証券２から８までは原告の有する資産でないから、その評価損（上記（４）ウ参照）を原告の損金の額に算入することはできないというものであった。（甲１、弁論の全趣旨）

（７）源泉所得税に関する処分の経緯

ア 処分行政庁は、平成１６年６月２８日付けで、原告に対し、源泉徴収に係る所得税（以下「源泉所得税」という。）の納期について、所得税法２１６条による特例の承認をした。（乙１）

イ 原告は、平成１８年１月から平成２２年６月までの各期間（各期間の単位は、各年の１月から６月までと７月から１２月まで。以下「本件各期間」という。）において、別表６「源泉所得税額計算書（被告主張）」の②欄のとおり、甲の給与等について所得税の源泉徴収をした。（乙２、５～９、弁論の全趣旨）

ウ 処分行政庁は、平成２３年７月８日付けで、原告に対し、本件各期間に係る甲の給与等についての源泉所得税（以下「本件源泉所得税」という。）に関し、別表４－２「本件納税告知等の内容」の「納付すべき源泉所得税額」欄及び「不納付加算税」欄のとおり、納税の告知（以下「本件納税告知」という。）及び不納付加算税の賦課決定（以下ではこの決定と本件納税告知とを併せて「本件納税告知等」という。）をした。（争いのない事実）

その主な理由は、①有価証券１から８までは原告の有する資産でないから、本件計上利息（上記（２）イ参照）の計算に当たり、本件貸付金の額から上記各有価証券の額（上記（４）ア、イ参照）を減額することはできない上、②本件計上利息の利率が通常の利率よりも低く、本件貸付金の通常の利率により計算した利息（以下「通常利息」という。）の額と本件計上

利息の額との差額に相当する経済的利益（以下「本件経済的利益」という。）の供与が、原告の甲に対する給与等の支払に当たるというものであった。（甲１、弁論の全趣旨）

（８）本件訴えに至る経緯

ア 原告は、平成２３年９月７日、国税不服審判所長に対し、本件更正等についての審査請求をした。（争いのない事実）

イ 原告は、平成２３年９月７日、処分行政庁に対し、本件納税告知等についての異議申立てをし、同年１１月７日、この異議申立てを審査請求として取り扱うことに同意した。そのため、国税通則法８９条１項により、同日に国税不服審判所長に対して審査請求がされたものとみなされた。（争いのない事実、甲１）

ウ 国税不服審判所長は、平成２４年８月３１日付けで、上記ア及びイの各審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした。同裁決は、同年９月５日頃、原告に対して通知された。（争いのない事実）

エ 原告は、平成２５年３月５日、本件更正等及び本件納税告知等の各取消しを求める本件訴えを提起した。（顕著な事実）

４ 被告が主張する課税処分の根拠

被告が主張する本件更正等及び本件納税告知等の根拠（本件法人税及び本件源泉所得税に関する課税標準及び税額の計算）は、別紙２「課税標準及び税額の計算」のとおりである。

５ 争点

（１）本件更正等及び本件納税告知等の各適法性に影響する争点

有価証券２、３、４（持分２分の１）及び８（以下これらを併せて「本件各有価証券」という。）は、その取得時から平成２２年６月３０日までの間、原告の有する資産であったか否か。（争点①）

この点、上記期間において本件各有価証券が原告の有する資産であったとすれば、①本件法人税の課税標準（原告の本件事業年度の所得金額）の計算上、本件各有価証券の評価損（前提事実（４）ウ参照）を、損金の額に算入することができるか否かについて検討を要することになる（法人税法３３条２項、上記４、別紙２「課税標準及び税額の計算」第１の１（１）参照）とともに、②本件源泉所得税の課税標準（甲の給与所得である本件経済的利益、すなわち、原告の甲に対する本件貸付金の通常利息の額と本件計上利息の額との差額）の計算上、本件各有価証券の価額（前提事実（４）ア、イ参照）を、元本である本件貸付金の額から控除することができるかと解する余地がある（上記４、別紙２第２の１（１）参照）ことになる。

（２）本件納税告知等の適法性に影響する争点

ア 本件貸付金の通常利息の基礎となる元本の額は、原告の甲に対する未払給与及び未払家賃（以下「未払給与等」という。）の額を控除した額であるか否か。より具体的には、原告と甲との間で、平成１８年１月以前において、甲の原告に対する給与及び賃料（以下「給与等」という。）の各支払請求権が発生する都度、これらと本件貸付金の返還請求権とを対当額で相殺する旨の包括的な合意（以下「本件相殺合意」という。）があったか否か。（争点②）

イ 本件各期間における本件貸付金の通常の利率はいくらか。（争点③）

第３ 争点に関する当事者の主張の要旨

１ 本件各有価証券の帰属（争点①）について

（１）原告の主張

本件各有価証券は、その取得時から平成22年6月30日までの間、原告の有する資産であった。

ア 原告は、その設立当初から、余裕資金の運用として証券等を取得したいと考えていたが、東京都から、医療法人は資産を有価証券に投資してはならないとの指導を受けていた。そのため、既に証券口座を開設していた理事長の甲が、原告から資金を借り入れ、甲名義で証券を購入していた。しかし、「病院会計準則の改正について」（平成16年8月19日厚生労働省医政局長各都道府県知事宛通達。以下「本件通達」という。）が発出されたことから、原告は、医療法人も証券投資が可能であると判断し、有価証券の取引を開始した。そして、原告と甲は、医療法人経営の手引（東京都福祉保険局医療政策部医療安全課医療法人係が発行）に準じ、より安全性の高い投資は原告が行い、ハイリスク・ハイリターンの投資は甲が行うこととした。

イ 原告は、それまでの取引経緯もあって、形式的には甲名義で有価証券を購入していたが、その購入資金は拠出しており、その経理処理としては、同資金を原告が甲に貸し付ける形をとった。しかし、原告は、平成21年6月頃の税務調査で指摘を受けたことを契機に、平成21年6月期、実態に即する形で、本件各有価証券を含む各有価証券を原告に帰属させる経理処理をした。この経理処理については、目黒税務署も同意していた。

なお、上記の点について、法的には、有価証券の購入時に、甲から原告に対して購入価格に相当する本件貸付金の返済（有価証券の現物による代物弁済）があったものと解される。

ウ 以上によれば、甲名義で購入された本件各有価証券は、その実質としては、その購入の当初から原告の資産であったというべきである。

（2）被告の主張

本件各有価証券は、その取得時から平成22年6月30日までの間、原告の有する資産ではなかった。

ア 本件各有価証券は、一貫して甲名義の証券口座で取得及び保有され、その権利者として表示されているのは甲である上に、原告は、甲に対し、その購入依頼や購入資金の拠出をしていない。加えて、有価証券1、6及び7に関して、平成21年6月期に生じた配当金等の収益が、原告の収益として計上されていない。また、原告は、合理的な根拠もないのに、税務調査、審査請求及び本件訴えの各段階で、本件各有価証券の帰属に関する主張を変遷させている。

これらの事情を総合すると、本件各有価証券は、その実質に即してみても、その取得時から平成22年6月30日までの間、一貫して甲の有する資産であったと認められる。

イ 原告は、本件通達により有価証券の保有が可能になった旨を主張するが、本件通達による病院会計準則（昭和58年8月22日付け医発第824号、厚生省医務局長通知。以下同じ。）の改正の前後で、有価証券の評価基準及び評価方法に関する定めに大きな違いはない。

2 本件相殺合意の存否（争点②）について

（1）原告の主張

平成18年1月以前に本件相殺合意があったと認められるから、本件貸付金の通常利息の元本の額は、原告の甲に対する未払給与等が発生した段階（実際の計算上は各事業年度末）において、本件貸付金からその未払給与等を控除した額である。

ア 原告と甲は、原告の設立以来、本件相殺合意をしていたところ、これを解消したことはな

い。

イ 原告は、従前、本件相殺合意を経理処理にも反映し、甲に対する未払給与等が発生した場合には、これらと本件貸付金とを相殺する取扱いをしていた。しかし、平成13年7月に事務局長であった乙が入院したことから、同月以降は、本件相殺合意を経理処理に反映しなくなり、誤った処理が見過ごし、それを前提に確定申告をすることもあった。そして、原告は、平成21年7月頃の税務調査で指摘を受けたことを契機に、自己の認識と申告との間に相違があることを知り、経理処理を実態に合わせることにした。

したがって、原告が、経理処理上、本件貸付金と未払給与等とを相殺していなかったのは、あくまでもミス（計上漏れ）にすぎず、この事実（帳簿上の記載）から直ちに本件相殺合意がなかったとはいえない。

（2）被告の主張

平成18年1月以前に本件相殺合意があったとは認められないから、本件貸付金の通常利息の計算に当たり、本件貸付金から原告の甲に対する未払給与等の額を控除することはできない。

ア 原告は、本件計上利息の計算に当たり、甲に対する未払給与等と本件貸付金とを相殺する経理処理をしていない場合には「短期貸付金」勘定の残高を基礎とし、実際にそのような経理処理をした場合には同処理後の残高を基礎としている。加えて、原告は、後者の場合には、甲に対する未払給与について所得税を源泉徴収しているから、当該経理処理をもって給与等の支払債務が減少したことを認識した。

そうすると、原告と甲との間に生じた給与等の支払債務と本件貸付金の返還債務は、実際に相殺等の経理処理がされるまでの間は、消滅することなく存在していたと認められる。

イ 原告は、事務局長の乙が入院した平成13年7月以降は、本件相殺合意が経理処理に反映されなくなったと主張する。

しかし、原告は、同月以降においても、未払給与については平成14年6月期及び平成15年6月期において、未払家賃については平成14年6月期から平成17年6月期までにおいて、それぞれ本件貸付金と相殺する経理処理をしている。

また、原告の代表者である甲は、原告の確定申告書に署名押印しているところ、その添付書類である「買掛金（未払金・未払費用）の内訳書」には、原告の甲に対する未払給与等の額が明記されているから、原告及び甲において、相殺の経理処理がされていない未払給与等の存在を認識していたことは明らかである。

3 本件貸付金の通常の利率（争点③）について

（1）被告の主張

本件各期間における本件貸付金の通常の利率は、基本通達36-49を適用した利率によるべきであり、具体的には、別表5「利息計算書（被告主張）」の「適用利率」のとおりである。

ア 本件貸付金の通常の利率は、基本通達36-49に基づき、利子税の特例基準割合、すなわち、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率（前提事実（5）ア、別表2-1「基準割引率一覧」参照）に年4%を加算した利率によるべきである。

イ 課税に当たっては、納税者の予測可能性を高めるとともに、執行の統一性を確保する必要がある。しかるところ、①利子税の割合は、税法上の基準金利（国から延納税金に相当する金銭を借り入れた場合の約定利率に相当するもの）と考えられ、客観性を有すること、②利

子税の特例基準割合は、国民に最も分かりやすく、かつ、変動要素を持った基準割引率を基準としている上、現在の超低金利の状況を踏まえていることなどからすれば、基本通達36-49は合理的であると認められる。

ウ 原告は、本件貸付金の通常の利率は、貸出平均金利によるべきであると主張する。しかし、本件貸付金は、法人がその役員に対して特に使途を定めずにその余裕資金を随時貸し付けるというものであって、このような取引が銀行と個人との間で一般に行われているとは認め難いから、本件貸付金の通常の利率として貸出平均金利を適用するのは適当でない。そして、基本通達36-49所定の利率の他に、比準すべき合理的な市場金利は見当たらない。

(2) 原告の主張

本件各期間における本件貸付金の通常の利率は、各事業年度の期末現在における貸出平均金利（前提事実（5）イ、別表2-2「平均金利一覧」参照）によるべきである。

被告は、本件貸付金の通常の利率は、基本通達36-49によるべきであると主張する。しかし、同通達は、法律上の根拠を有するものではない上、その定めを本件貸付金の通常利息の算定に当たって適用することは、原告が医療法人であるという実態を無視することにもなる。

第4 当裁判所の判断

1 本件各有価証券の帰属（争点①）について

(1) 認定事実

前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 本件各有価証券（有価証券2、3、4（持分2分の1）及び8）を含む有価証券1から8までは、別表1「有価証券一覧」の「約定日」欄に記載された日に、甲名義の本件証券口座で取得された。このうち、本件各有価証券については、平成19年2月から平成20年7月までの間に取得されている。（前提事実（3）ア）

イ 平成18年7月1日から平成21年6月30日までの間において、原告の「短期貸付金」勘定に計上された金額（残高が増額したもの）は、平成19年7月5日計上の7000円、同年12月10日計上の7180円のみであった。（乙10の6～8）

ウ 原告は、平成21年6月期（別表1「有価証券一覧」の「経理処理日」欄の日付）において、有価証券1から7までを「投資有価証券」勘定に計上した。（前提事実（4）ア）

また、原告は、平成22年6月30日付けで、有価証券1を「投資有価証券」勘定から除外するとともに、有価証券8を「投資有価証券」勘定に計上した。（前提事実（4）イ）

エ 原告は、平成22年6月30日付けで、有価証券1から8までの収益分配金（ただし平成21年6月期に生じたもの）として、1089万4922円を「雑収入」勘定に計上した。また、原告は、同日付けで、有価証券2から8までの評価損として、1億5306万円を「雑損失」勘定に計上した。（前提事実（4）ウ、乙19、33、34）

オ もっとも、本件各有価証券は、平成22年6月30日時点において、甲名義の本件証券口座で保有されていた。（前提事実（3）イ）

(2) 検討

ア 法人税又は所得税の課税標準の計算上、課税物件の帰属を判定するに当たっては、いわゆる実質所得者課税の原則を定める規定（法人税法11条、所得税法12条）を踏まえて判断すべきであり、本件各有価証券が帰属する者が誰であるかについては、その取得及び管理に関する名義という形式に加え、購入資金の負担、配当金等の収益又は損失の帰属、名義人と

実質的な所有者とを異にする理由の有無等、その取得及び管理に関する諸般の事情を考慮し、その実質をも踏まえて総合的に検討するのが相当である。

イ 上記認定事実によれば、本件各有価証券は、甲名義の本件証券口座で取得され、その後も平成22年6月30日時点に至るまで、引き続き同口座で保有・管理されていたことが認められる（認定事実ア、エ参照）。

また、本件各有価証券が取得された時期を含む平成18年7月から平成21年6月までの間において、原告の「短期貸付金」勘定（すなわち原告の甲に対する本件貸付金）の残高にほとんど増加が見られないこと（認定事実イ参照）からすれば、原告が、本件各有価証券の名義人となった甲にその購入資金を貸し付けるなど、同資金を拠出したとは認め難く、甲において購入資金を負担したことが推認される。

ウ 原告は、本件各有価証券が名義人（甲）ではなく原告に帰属すると解すべき理由として、病院会計準則を改正する本件通達の発出前は、医療法人が証券取引をすることが許されておらず、そのような経緯から上記改正後も甲名義での取引を継続していたところ、平成21年6月頃の税務調査を契機として上記（1）ウ及びエの経理処理をした旨を主張する（上記第3の1（1）参照）。

しかし、証拠（乙35、36）によれば、そもそも、病院会計準則のうち有価証券に関する規定は、貸借対照表に記入する有価証券の区分及び価額といった帳簿の記載方法を定めたものにすぎず、医療法人による有価証券の取引を規制する内容のものではないから、本件通達に基づく病院会計準則の改正により原告の証券取引の可否が実質的に左右されることになったとは認め難い。そうすると、原告の上記主張はその前提において失当であり、採用することができない。

エ 以上を総合考慮すれば、本件各有価証券は、その取得から平成22年6月30日までの間、法人税又は所得税の課税標準の計算上においても、甲が有する資産であり、原告の有する資産ではなかったものと認められる。

（3）原告のその他の主張について

原告は、本件各有価証券が自己の有する資産であったことの根拠として、原告が名義人の甲に対する本件貸付金という形でその購入資金を拠出していたことを挙げた上、法的には、甲から有価証券の現物をもって代物弁済があった旨を主張する（上記第3の1（1）参照）。

しかし、本件各有価証券の現物をもって本件貸付金の代物弁済があったという主張は、本件各有価証券が、その取得の当初、名実共に甲の有する資産であったことを前提とするものであって、その購入当初から原告の有する資産であったという主張内容と明らかに矛盾し、原告の主張全体の合理性を失わせるものというほかない。

2 本件相殺合意の存否（争点②）について

（1）認定事実

前提事実、証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 平成18年6月期から平成22年6月期までの各事業年度の末日の時点において、原告が有していた短期貸付金（「短期貸付金」勘定の残高）は、全て本件貸付金であった。（乙10～19、弁論の全趣旨）

イ 本件計上利息の額（前提事実（2）イ参照）は、一部の時期（平成18年1月、平成19年7月から平成20年6月まで、平成21年3月から同年6月まで）を除き、平成18年1

月から平成22年6月までの各月の末日における「短期貸付金」勘定の残高を元本として計算された。なお、上記の一部の時期における計算では、その直前の時期に発生した「短期貸付金」勘定の増加又は減少（ただし、未払給与又は未払家賃との相殺は含まない。）が反映されていない。（乙10の5～9、乙30、弁論の全趣旨〔被告準備書面（2）別表〕）

ウ 原告は、平成20年7月1日付けで、「未払給与」勘定に計上されていた甲の平成18年分ないし平成20年分の給与（源泉所得税を控除した後のもの）の合計額3965万0400円を、「短期貸付金」勘定から減額する経理処理をした（以下「本件相殺処理」という。）。（乙10の8、乙25の4、弁論の全趣旨）

エ 原告は、平成20年7月4日、本件相殺処理を経た平成18年分及び平成19年分の甲の給与に関し、源泉所得税を納付した。また、原告は、平成21年1月20日、本件相殺処理を経た平成20年分の甲の給与に関し、源泉所得税を納付した。（乙10の8、乙25の4、乙26）

オ 平成18年6月期から平成22年6月期までの原告の各事業年度において、甲に対する未払給与等に相当する額を「短期貸付金」勘定から減額（相殺）する経理処理がされたことは、本件相殺処理を除いて存在しない。（乙10の5～9、乙25、27、28）

（2）検討

ア 原告は、平成18年1月以前において、原告と甲との間には、甲の原告に対する給与等の支払請求権が発生する都度、これらと本件貸付金の返還債務とを対当額で相殺する旨の包括的な合意（本件相殺合意）があったから、本件貸付金の通常利息の計算の基礎となる元本は、原告の甲に対する未払給与等の額を控除した額であると主張し（上記第3の2（1）参照）、甲はこれに沿う内容の供述をしている（甲3参照）。

イ しかし、上記認定事実によれば、原告の経理上、平成18年1月から平成22年6月までの間、甲の原告に対する給与等の支払請求権と本件貸付金の返還債務との間で相殺する経理処理がされたのは、平成20年7月1日付けでされた本件相殺処理のみであり、それ以前もそれ以降も定期的な相殺の経理処理が行われていないことからすると、明示的に行われた本件相殺処理の他に、原告の主張するような本件相殺合意が存在していたのかどうかは疑わしいといわざるを得ない。

この点、原告は、平成13年に事務局長が入院したことから、本件相殺合意が経理処理に反映されなくなっていたが、その後、税務調査を契機として経理処理を実態に合わせることをした旨主張する。しかし、上記のとおり、本件相殺処理がされた後の平成21年分の給与等については、再び、相殺の経理処理がされなくなっていることに照らすと、上記の原告の主張は必ずしも事態を合理的に説明するものとはいえない。そして、他に本件相殺合意の存在を裏付けるに足る証拠はない。

ウ 以上のとおりであるから、平成18年1月以前に本件相殺合意があったとする原告の上記主張は採用することができない。

3 本件貸付金の通常の利率（争点③）について

（1）役員等への貸付けと経済的利益の供与

使用者が役員又は従業員（以下「役員等」という。）に対して金銭の貸付けをした場合、当該貸付けに係る利率が、使用者以外の第三者から金銭の貸付けを受けるとした場合の通常利率（以下「第三者利率」という。）よりも低いときには、使用者が、当該役員等に対し、上記

の各利率の差額により算出される利子の金額に相当する経済的利益を供与したこととなり、この経済的利益は、所得税法28条1項、36条1項により、当該役員等の給与所得（同法28条1項にいう「給与等」）に当たると解される。

上記の第三者利率の算定方法を具体的に定めた法令はないが、個々の納税者が得た経済的利益の評価をするものである以上、借主の属性、担保の有無とその種類、貸付け期間、時々の経済実態など、利率に関わる個別的な要素を一切無視して決することは適切ではない一方、課税の公平性や安定性の要請に配慮すると、特に個別的な要素がない場合には、法定利率等の一定の水準の利率をもって通常適用すべき第三者利率とすることにも合理性があるといえることができる。

（２）基本通達36-49の合理性

ア 上記の点に関し、基本通達36-49は、使用者の役員等に対する貸付金の通常の利率として、当該貸付金が使用者の他からの借入れに基づくものであることが明らかでない限りは、貸付けを行った日の属する年の前年の11月30日を経過する時における基準割引率に年4%の利率を加算した利率によるべきであると定めている（上記第2の2、別紙2「法令及び通達の定め」3参照）。この利率は、平成25年法律第5号による改正前の租税特別措置法93条1項が定める割合（以下「利子税の特例基準割合」という。）と同じ割合である。

しかるところ、利子税は、納税者が国から延納に係る国税に相当する額の金銭を借り入れたとした場合における約定利息に相当するものである（国税通則法64条1項、所得税法131条3項参照）。そして、利子税の特例基準割合は、基準割引率（日本銀行法15条1項1号、33条1項1号参照）に基づいて定められ、その基準割引率は、日本銀行の政策委員会が通貨及び金融の調節のために決定するものである（同法15条1項柱書、1条、2条）から、経済情勢等を反映して変動することが予定されたものである（乙38参照）。また、使用者の役員等に対する貸付金は、一般に、使用者と役員等との特殊な関係を反映して、担保権を設定せず、その用途及び返済期限も特に定めない形態をとることも少なくないといえることができ、客観的にみれば貸倒れのリスクが比較的高い類型のものであるところ、そのようなタイプの貸付けにおける金利は一般に必ずしも低廉なものとはいえず、金融機関が上記の利子税の特例基準割合（後記（３）のとおり、平成13年以降は4%台で推移している。）に近似する水準の利率を設定することも十分に考えられる。以上の諸点を勘案すると、特に個別的な要素がない場合において、利子税の特例基準割合を適用することには、一応の合理性がないわけではない。

イ これに対し、原告は、第三者利率としては、全国の銀行（銀行法2条1項参照）等が行った多数の貸付けにおける金利（利率）の平均値である貸出平均金利（前提事実（５）イ、別表2-2「平均金利一覧」、甲2参照）を採用することが適切である旨主張する（上記第3の3（2）参照）。

しかしながら、上記の平均値の基礎とされた貸付けの中には、①会社又は地方公共団体等の法人に対する貸付けに加え、②個人に対する貸付けであっても、詳細に返済期限を定め、貸付金の用途を特定の目的に限定し、確実な担保を徴するなどの合理的な方策を講じることにより、元本の回収が相当に確実であると見込まれる貸付け（典型的には住宅ローン）が相当数含まれているものと考えられる。そうすると、そのような方策を講じていない個人に対する貸付金の利率についてまで、上記金利を採用することが合理的であるとはいえない。現

に、本件貸付金は、貸付額が合計で十数億円に上る多額のもの（別表５「利息計算書（被告主張）」の⑩欄、乙１０参照）であるが、担保権を設定せず、その用途及び返済期限も特に定めていない（乙１１～１９、弁論の全趣旨）。

ウ 以上を総合考慮すれば、基本通達３６－４９が利子税の特例基準割合をもって利率として定めている点は、少なくとも、本件貸付金についてこれを適用する限度においては、経済的利益の供与の額の算定方法として必ずしも不合理ではないというべきである。

したがって、本件各期間における本件貸付金の通常の利率は、基本通達３６－４９の定める利率によることができると解される。

（３）本件への当てはめ

前提事実（２）ウによれば、原告は、平成１８年６月期以後の各事業年度の末日において、借入金債務を有していないから、基本通達３６－４９により、本件貸付金の通常の利率は、個々の本件貸付金の発生日の前年１１月３０日経過時における基準割引率（前提事実（５）ア、別表２－１「基準割引率一覧」参照）に年４％を加算した利率、具体的には、以下の①から⑤までのとおりの利率になると認められる（別表５「利息計算書（被告主張）」の「適用利率」欄参照）。

① 平成１３年以前に発生したもの 年４．５％

なお、本件貸付金に平成７年以前に発生したもの（通常の利率５．７５％）が含まれているかが明らかでないことから、平成１３年以前に発生したものは、全て、その期間における最も低い利率である年４．５％によるべきである。

② 平成１４年から平成１８年までに発生したもの 年４．１％

③ 平成１９年に発生したもの 年４．４％

④ 平成２１年に発生したもの 年４．５％

⑤ 平成２２年に発生したもの 年４．３％

４ 本件更正等及び本件納税告知等の適法性について

以上によれば、本件法人税及び本件源泉所得税に関し、被告が主張する税額の計算方法（上記第２の４参照）は相当であるから、原告が納付すべき税額は、それぞれ、別紙２「課税標準及び税額の計算」（第１の１（６）、２（３））及び別表６「源泉所得税額計算書（被告主張）」（⑨、⑩欄）のとおりとなる。

しかるところ、これらの金額は、本件更正等（前提事実（６）ウ参照）及び本件納税告知等（前提事実（７）ウ参照）で納付すべき税額とされた金額（別表３「本件更正等の経緯」の「本件更正等」区分における「納付すべき法人税額」欄及び「過少申告加算税」欄、別表４－２「本件納税告知等の内容」の「納付すべき源泉所得税額」欄及び「不納付加算税」欄参照）を下回るものではない。

したがって、本件更正等及び本件納税告知等は、いずれも適法である。

第５ 結論

よって、原告の各請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとし、訴訟費用の負担につき行政事件訴訟法７条、民訴法６１条を適用の上、主文のとおり判決する。

裁判官 工藤 哲郎
裁判官 和久 一彦

法令及び通達の定め

1 法人税法

(実質所得者課税の原則)

- 11条 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の法人がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する法人に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

(資産の評価損の損金不算入等)

33条

- 1項 内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の金額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 2項 内国法人の有する資産につき、災害による著しい損傷により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなつたことその他の政令で定める事実が生じた場合において、その内国法人が当該資産の評価換えをして損金経理によりその帳簿価額を減額したときは、その減額した部分の金額のうち、その評価換えの直前の当該資産の帳簿価額とその評価換えをした日の属する事業年度終了の時における当該資産の価額との差額に達するまでの金額は、前項の規定にかかわらず、その評価換えをした日の属する事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3項以下 略

2 所得税法（平成24年法律第16号による改正前のもの。以下同じ。）

(実質所得者課税の原則)

- 12条 資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する。

(給与所得)

28条

- 1項 給与所得とは、俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下…「給与等」という。）に係る所得をいう。

2項以下 略

(収入金額)

36条

- 1項 その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。
- 2項 前項の金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額は、当該物若しくは権利を取得し、又は当該利益を享受する時における価額とする。
- 3項 略

(源泉徴収義務)

183条

1項 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等…の支払をする者は、その支払の際、その給与等について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月10日までに、これを国に納付しなければならない。

2項 略

(源泉徴収に係る所得税の納期の特例)

216条 居住者に対し国内において第28条第1項（給与所得）に規定する給与等…の支払をする者…は、当該支払をする者の事務所、事業所その他これらに準ずるものでその支払事務を取り扱うもの（給与等の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この章において「事務所等」という。）につき、当該事務所等の所在地の所轄税務署長の承認を受けた場合には、1月から6月まで及び7月から12月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払った給与等…について第2章から前章まで（給与所得等に係る源泉徴収）の規定により徴収した所得税の額を、これらの規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月10日までに国に納付することができる。

3 所得税基本通達（昭和45年7月1日付け直審（所）第30号。平成25年課法9-7、課個2-16、課審5-32による改正前のもの。以下「基本通達」という。）

36-15 所得税法第36条第1項かつこ内に規定する「金銭以外の物又は権利その他経済的な利益」（以下36-50までにおいて「経済的利益」という。）には、次に掲げるような利益が含まれる。

(1)、(2) 略

(3) 金銭の貸付け又は提供を無利息又は通常の利率よりも低い利率で受けた場合における通常の利率により計算した利息の額又はその通常の利率により計算した利息の額と実際に支払う利息の額との差額に相当する利益

(4) 以下 略

36-28 使用者が役員又は使用人に対し金銭を無利息又は36-49により評価した利息相当額に満たない利息で貸し付けたことにより、その貸付けを受けた役員又は使用人が受ける経済的利益で、次に掲げるものについては、課税しなくて差し支えない。

(1) 略

(2) 役員又は使用人に貸し付けた金額につき、使用者における借入金の平均調達金利（例えば、当該使用者が貸付けを行った日の前年中又は全事業年度中における借入金の平均残高に占める当該前年中又は前事業年度中に支払うべき利息の額の割合など合理的に計算された利率をいう。）など合理的と認められる貸付利率を定め、これにより利息を徴している場合に生じる経済的利益

(3) 略

36-49 使用者が役員又は使用人に貸し付けた金銭の利息相当額については、当該金銭が使用者において他から借り入れて貸し付けたものであることが明らかな場合には、その借入金の利率により、その他の場合には、貸付けを行った日の属する年の前年の11

月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 %の利率を加算した利率（その利率に 0.1 %未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）により評価する。

課税標準及び税額の計算

第1 本件法人税

1 法人税（本税）

(1) 所得金額 6 1 8 7 万 5 9 8 7 円

次のアの金額にイの金額を加算し、ウの金額を減算した金額。

ア 修正申告における所得金額 △ 8 0 2 8 万 9 0 9 1 円

本件法人税の修正申告書（前提事実（5）イ参照）に記載された金額

イ 所得金額に加算すべき金額 1 億 9 3 1 1 万 6 3 4 5 円

以下の①と②の合計金額。

① 受取利息の計上漏れ 4 0 0 5 万 6 3 4 5 円

甲から受け取るべき本件貸付金の利息 4 8 4 3 万 2 7 8 0 円（別表5「利息計算書（被告主張）」の「H21.7.31」から「H22.6.30」までの⑬欄の金額の合計。後記第2の1（1）参照）と本件計上利息 8 3 7 万 6 4 3 5 円（前提事実（2）イの「平成22年6月30日」欄参照）との差額 4 0 0 5 万 6 3 4 5 円は、法人税法22条2項により、益金の額に算入される。

② 損金の額に算入されない雑損失 1 億 5 3 0 6 万 0 0 0 0 円

有価証券2から8までの評価損として雑損失に計上された1億5306万0000円（前提事実（4）ウ、別表1「有価証券一覧」の「雑損失計上額」の「合計」欄参照）は、上記各有価証券が原告の有する資産でない（本文第3の1（1）参照）から、損金の額に算入されない。

ウ 所得金額から減算すべき金額 5 0 9 5 万 1 2 6 7 円

以下の①と②の合計金額。

① 損金の額に算入される役員給与 4 0 0 5 万 6 3 4 5 円

原告が甲に供与した経済的利益（上記イ①）は、法人税法34条1項1号の給与に該当し、損金の額に算入される。

② 益金の額に算入されない雑収入 1 0 8 9 万 4 9 2 2 円

有価証券6及び7に係る収益分配金として雑収入に計上された1089万4922円は、上記各有価証券が原告の有する資産でない（本文第3の1（1）参照）から、益金の額に算入されない。

(2) 所得金額に対する法人税額 1 7 6 0 万 2 5 0 0 円

上記（1）の所得金額（ただし、国税通則法118条1項により、1000円未満の端数金額を切り捨てる。）のうち、800万円については100分の18の税率を、それを超える金額（5387万5000円）については100分の30の税率をそれぞれ乗じて計算した金額（平成23年法律第114号による改正前の法人税法66条1項、2項、平成23年法律第12号による改正前の租税特別措置法42条の3の2第1項参照）。

(3) 控除所得税額等 2 3 7 3 円

本件法人税の修正申告書（前提事実（5）イ参照）に記載された金額と同額であり、法人税法68条1項により法人税の額から控除される。

- (4) 納付すべき税額 1760万0100円
上記(2)から上記(3)を差し引いた金額。ただし、100円未満の端数金額を切り捨てる(国税通則法119条1項参照)。
- (5) 修正申告における還付金額 2373円
本件法人税の修正申告書(前提事実(5)イ参照)に記載された金額と同額である。
- (6) 差引納付すべき法人税額 1760万2400円
上記(4)に上記(5)を加算した金額(ただし、国税通則法119条1項により、100円未満の端数金額を切り捨てる。)であり、本件更正により新たに納付すべき法人税額である。
- (7) 翌期へ繰り越す欠損金の額 0円
本件法人税の修正申告書(前提事実(5)イ参照)には8028万9091円と記載されているが、上記(1)のとおり本件事業年度の所得金額は6187万5987円であり、本件事業年度に繰り越される欠損金の額もないため、翌期へ繰り越す欠損金の額はなし。

2 過少申告加算税

- (1) 通常の税額 176万0000円
上記1(6)の本件更正により新たに納付すべき法人税額(ただし、国税通則法118条3項により、1万円未満の端数金額を切り捨てる。)である1760万0000円に、100分の10の割合を乗じて計算した金額(同法65条1項参照)。
- (2) 加重される税額 85万5000円
上記1(6)の本件更正により新たに納付すべき法人税額のうち50万円を超える金額(ただし、国税通則法118条3項により、1万円未満の端数金額を切り捨てる。)である1710万0000円に、100分の5の割合を乗じて計算した金額(同法65条2項参照)。
- (3) 納付すべき過少申告加算税額 261万5000円
上記(1)に上記(2)を加算した金額。

第2 本件源泉所得税

1 源泉所得税(本税) 別表6「源泉所得税額計算書(被告主張)」の⑨欄のとおり

(1) 原告の甲に対する経済的利益の供与

ア 本件貸付金の発生

原告の貸借対照表上の「短期貸付金」は全て本件貸付金であり、平成17年12月31日において、「短期貸付金」勘定の残高は11億0247万4225円であった。しかるところ、平成14年6月期以降の「短期貸付金」勘定の推移からすると、平成13年以前に発生した本件貸付金の額は5億1447万6179円(別表5「利息計算書(被告主張)」の②欄。ただし、発生古いものから順に返済を受けたものと仮定する。)、平成14年から平成17年までに発生した本件貸付金の額は5億8799万8046円(同別表の④欄)である。

そして、「短期貸付金」勘定の推移からすると、本件各期間の各月末における本件貸付金の残高は、同別表の⑫欄(発生時期ごとで見ると、同別表の②、④、⑥、⑦及び⑩の各欄)のとおりとなる。

なお、有価証券1から8までは原告の有する資産でない(本文第3の1(1)参照)から、その評価損(前提事実(4)ウ、別表1「有価証券一覧」の「雑損失計上額」の「合計」欄参照)は、本件貸付金の残高から控除されない。

イ 本件貸付金に関して供与された経済的利益の額

本件貸付金の残高を貸付金が発生した年分で区分し、当該年分ごとの残高に基本通達 36-49 所定の利率を乗じて算出した額（月額に換算）の合計額は、別表 5「利息計算書（被告主張）」の⑬欄のとおりとなる。

本件貸付金に関し、甲が原告に支払ったとされる本件計上利息（前提事実（2）イ参照）の利率（0.01%、2.0%）は、通常の利率よりも低い。したがって、本件貸付金の通常利息の月別内訳額（別表 5「利息計算書（被告主張）」の⑬欄、別表 6「源泉所得税額計算書（被告主張）」の③欄）と、本件計上利息の月別内訳額（同別表の④欄）との差額（本件経済的利益。同別表の⑤欄）は、原告が甲に供与した経済的利益として「給与等」に当たる（所得税法 28 条 1 項、36 条 1 項参照）。

なお、原告には他からの借入金がなく、また、本件計上利息の利率は合理的でないから、本件経済的利益について課税しないとはできない（基本通達 36-28（2）参照）。

（2）納付すべき源泉徴収税の額

甲の給与所得に対する所得税源泉徴収簿には、社会保険料等控除後の給与等として別表 6「源泉所得税額計算書（被告主張）」の①欄の金額が記載されているが、本件経済的利益の額（同別表の⑤欄。上記（1）参照）は、これに含まれていない。

そうすると、納付すべき源泉所得税の額は、別表 6「源泉所得税額計算書（被告主張）」の①欄に同別表の⑤欄を加算した金額（同別表の⑥欄）に、所得税法 185 条 1 項 1 号イ、別表第二甲欄（ただし、平成 18 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までに支払うべきものについては、「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」（平成 11 年法律第 8 号。平成 18 年法律第 10 号による廃止前のもの）11 条、別表第一甲欄）を適用した金額（別表 6「源泉所得税額計算書（被告主張）」の⑦欄）となる。

したがって、原告は、上記金額（同別表の⑦欄）と既に納付した源泉所得税額（同別表の②欄）との差額を、本件各期間に区分して納付しなければならない（同別表の⑨欄）。

2 不納付加算税

別表 6「源泉所得税額計算書（被告主張）」の⑩欄のとおり

上記 1（2）の新たに納付すべき源泉所得税額（ただし、国税通則法 118 条 3 項により、1 万円未満の端数金額を切り捨てる。）に、100 分の 10 の割合を乗じて算出した金額（同法 67 条 1 項参照）。

以上

(別表 1)

有価証券一覧

(単位：円)

順号	銘柄	約定日	資産計上額	雑損失計上額
		経理処理日		
1	C	平16・7・9	83,630,000	
		平20・7・1		
2	D	平19・2・5	140,570,000	100,110,000
		平20・7・1		
3	E	平20・7・11	98,730,000	8,110,000
		平20・7・11		
4	E	平20・8・7	189,390,000	15,540,000
		平20・8・7		
5	E	平20・9・22	111,900,000	9,190,000
		平20・9・22		
6	F	平21・1・14	20,660,000	△4,620,000
		平21・1・14		
7	F	平21・3・24	29,330,000	△6,570,000
		平21・3・24		
8	G	平19・6・8	122,300,000	31,300,000
		平22・6・30		
合計		順号1～7	674,210,000	153,060,000
		順号2～8	712,880,000	

(別表 2)

1 基準割引率一覧

(単位：年%)

年度	率
平成5年	1.75
平成6年	1.75
平成7年	0.50
平成8年	0.50
平成9年	0.50
平成10年	0.50
平成11年	0.50
平成12年	0.50
平成13年	0.10
平成14年	0.10
平成15年	0.10
平成16年	0.10
平成17年	0.10
平成18年	0.40
平成19年	0.75
平成20年	0.50
平成21年	0.30
平成22年	0.30

(注) 1 1 月 3 0 日時点の数値である。

2 平均金利一覧

(単位：年%)

年度	率
平成5年	データなし
平成6年	3.469
平成7年	2.701
平成8年	2.028
平成9年	1.913
平成10年	1.869
平成11年	1.723
平成12年	1.739
平成13年	1.588
平成14年	1.606
平成15年	1.611
平成16年	1.606
平成17年	1.395
平成18年	1.448
平成19年	1.682
平成20年	1.675
平成21年	1.431
平成22年	1.229

(注) 6 月 3 0 日時点の数値である。

(別表3)

本件更正等の経緯

(単位：円)

区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	翌期へ繰り越す欠損金	過少申告加算税
確定申告	平22・8・31	△86,889,091	△3,011,073	86,889,091	—
修正申告	平22・11・9	△80,289,091	△3,011,073	80,289,091	—
本件更正等	平23・7・8	61,875,987	17,602,400	0	2,615,000
異議申立て	—	(直接審査請求)			
同上決定	—				
審査請求	平23・9・7	(本件更正処分等の一部取消請求)			
同上裁決	平24・8・31	(棄却)			

(注) 1 「所得金額」欄の△印は欠損金額を示す。

2 「納付すべき法人税額」欄の△印は、所得税額及び中間納付額の還付額を示す。

(別表 4)

1 本件各納税告知等の経緯

(単位：円)

年月分	区分	年月日	納付すべき 源泉所得税額	不納付加算税
平成18年 1 月	本件納税告知等	平23・7・8	61,010,589	6,096,000
～6 月分 ないし	異議申立	平23・9・7	(同意によるみなす審査請求)	
	同上決定	—		
平成22年 1 月	審査請求	平23・11・7	(本件各納税告知等の一部取消請求)	
～6 月分	同上裁決	平24・8・31	(棄却)	

(注) 本件納税告知等の内容は後記 2 のとおりである。

2 本件納税告知等の内容

(単位：円)

期間	納付すべき 源泉所得税額	不納付加算税の 基礎となる税額	不納付加算税
平成18年 1～6 月	6,456,056	6,450,000	645,000
平成18年 7～12月	8,104,926	8,100,000	810,000
平成19年 1～6 月	8,237,190	8,230,000	823,000
平成19年 7～12月	7,853,254	7,850,000	785,000
平成20年 1～6 月	7,853,304	7,850,000	785,000
平成20年 7～12月	5,246,319	5,240,000	524,000
平成21年 1～6 月	5,586,516	5,580,000	558,000
平成21年 7～12月	6,175,164	6,170,000	617,000
平成22年 1～6 月	5,497,860	5,490,000	549,000
合計	61,010,589	—	6,096,000

別表 5 及び別表 6 省略